

用語解説

仮釈放等審理における意見等聴取制度

更生保護における犯罪被害者等施策は、①仮釈放等審理における意見等聴取制度、②保護観察対象者に対する心情等伝達制度、③加害者の処遇状況等に関する通知制度、④犯罪被害者等に対する相談・支援という4つの施策から成り立っており、平成16年の犯罪被害者等基本法、平成17年の犯罪被害者等基本計画を受けて平成19年12月1日から導入されています。これらの施策を実施するため、全国の保護観察所に専任の担当者（「被害者担当官」及び「被害者担当保護司」）が配置され、その任に当たる間、加害者の処遇を担当しないこととされています。

本稿では、4つの施策のうち、仮釈放等審理（刑事施設からの仮釈放審理、少年院からの仮退院審理）における意見等聴取制度の概要について御紹介します。

意見等聴取制度は、加害者の刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かの審理において、審理を行っている地方更生保護委員会（以下「地方委員会」といいます。）に対し、被害者等の方々が仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べるができる制度です。更生保護法第38条（第42条において準用）に基づき定められました。

意見等を述べるができる「被害者等」の方々は、

- (1) 仮釈放等審理の対象となっている加害者の犯罪等により被害を受けた方
- (2) 被害を受けた方の法定代理人
- (3) 被害を受けた方が亡くなった場合又はその心身に重大な病気やけがなどがある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹

とされています。

意見等聴取制度の御利用に当たっては、被害者等の方々の申出が必要です。また、被害者等の方々が申出をしたり意見等を述べたりすることができるのは、仮釈放等審理の期間中に限られます。したがって、まだ仮釈放等審理が始まっていない場合や、加害者が収容されていても仮釈放等審理が既に終了したような場合は、申出を受取ることができません。なお、仮釈放等審理を開始したことについては、上記4つの施策のうち、③加害者の処遇状況等に関する通知制度を御利用いただければ、審理を行う地方委員会から通知がなされます。③加害者の処遇状況等に関

する通知制度の御利用に関する詳細は、成人の加害者の場合は裁判時に事件を扱った検察庁に、少年の加害者の場合はお住まいの都道府県にある保護観察所又は少年鑑別所にお問い合わせください。

意見等聴取制度の御利用の申出の際は、原則として、仮釈放等審理を行っている地方委員会又は被害者等の方々のお住まいの都道府県にある保護観察所にお越しいただき、申出書や必要書類を提出していただくこととなります（事情により、お越しいただくことが困難な場合には、お電話等で御相談ください。）。

意見等の聴取は、被害者等の方々の御希望を踏まえ、現に審理を行っている地方委員会において委員や保護観察官が直接お聴きする方法、意見等を記述した書面を郵送していただく方法のいずれかにより行われます。また、被害者等の方々の御希望に応じて、被害者担当保護司等があらかじめ相談に応じたり、意見等を聴取する場所への付き添いや同席をしたりするなどの支援を行います。

被害者等の方々が述べた意見等は、仮釈放や仮退院を許すか否かの判断に当たって考慮されます。また、仮釈放や仮退院を許すことになった場合、加害者は保護観察に付されますが、その保護観察期間中に守るべき約束事（これを特別遵守事項といい、例えば「被害者等に一切接触しないこと」などがあります。）を決定する際にも、被害者等の方々が述べた意見等が考慮されます。なお、加害者の仮釈放等審理の結果については、上記の③加害者の処遇状況等に関する通知制度を御利用いただければ、審理を行った地方委員会から通知がなされます。

被害者等の方々が意見等聴取制度を利用したことは、加害者には秘匿されます。意見等聴取制度の詳細については、地方委員会又はお住まいの都道府県にある保護観察所にお問い合わせください。また、法務省ホームページでも各制度やお問い合わせ先などについて御紹介していますので、御覧ください。

(http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim.html)

法務省保護局総務課
被害者等施策班